

# ユニット型 介護老人福祉施設重要事項説明書

社会福祉法人 自靖会

特別養護老人ホーム いずみ

当施設は介護保険の指定を受けています。

(東京都指定 第 1372311496 号)

当施設は入居者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供いたします。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。



# 特別養護老人ホームいずみ 重要事項説明書

< 令和 7 年 10 月 1 日 現在 >

## 〔事業の目的と運営方針〕

要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 〔サービス方針〕

- ・入居者のプライバシーの確保
- ・要介護状態の軽減または悪化の防止
- ・入居者またはその家族へのサービス内容に対する説明
- ・緊急やむを得ない場合以外の身体的拘束等の禁止
- ・サービスの質の評価と改善

## 〔当施設の運営方針〕

自然と笑顔が生まれるような居心地の良い空間を提供することでその人らしい生活が継続できるように支援を目指します。

## 〔施設入居対象者〕

当施設への入居は、原則として要介護認定で要介護3以上の方が対象となります。入居後、自立・要支援・要介護1または要介護2と認定された場合、退居していただきます。ただし、特例入所に該当する場合は除きます。

## 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6638-7910 (9:00~17:00)

責任者 施設長 浅野泰彦

担当 介護支援専門員/生活相談員 齋藤 恵輝 川村 織江 吉田 秀美

\* ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

## 2 特別養護老人ホームいずみの概要

### (1) 施設の名称及び所在地等

法人名	社会福祉法人 自靖会
法人所在地	東京都江戸川区鹿骨4-3-13
代表者名	理事長 井口 愛

法人設立年月日	令和5年 5月10日
介護保険指定番号	ユニット型介護老人福祉施設 第1372311496（東京都）
開設年月	令和7年 6月1日
入所定員	ユニット型56人、従来型48人

当事業所の併設として、（介護予防）短期入所生活介護事業所（ユニット型）がございます。

（2）同施設の設備及び併設事業

建物の構造	鉄筋コンクリート造地上・地上4階
建物の延べ床面積	5,700.65 m <sup>2</sup>
併設事業	短期入所生活介護 重度心身障害者生活介護 就労継続支援B型 居宅介護支援
施設周辺の環境	江戸川区鹿骨地区に位置し、公園や緑の多い住宅地にあり、静かな環境にあります

（3）居室の概要と主な共有設備

定員	104名	
居室の種類	部屋数	各有効面積合計（全床オープン時）
多床室	4人部屋（4室16床）	179.49 m <sup>2</sup>
	3人部屋（5室15床）	165.65 m <sup>2</sup>
従来型個室	17床	188.98 m <sup>2</sup>
ユニット型個室	56床	609.40 m <sup>2</sup>
浴室	総数 11カ所（特殊浴槽含む）	
洗面所・トイレ	洗面台は各居室、各食堂及び地域交流スペースにあり、特養トイレ総数は27カ所	
食堂・リビング	各ユニット1室	
機能訓練室	4室	
静養室	1室	
医務室	1室	
相談室	2室	
地域交流スペース	1室（パーティションで区切られ最大3室）	

※入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者と協議のうえ決定するものとします。

#### (4) 職員の配置状況

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人数	指定基準
1, 施設長	1名	1名
2, 医師	2名	1名
3, 介護職員+看護職員	52名	36名
4, 生活相談員	2名(1名兼務)	2名
5, 介護支援専門員	2名(1名兼務)	2名
6, 機能訓練指導員(兼務)	2名	1名以上
7, 管理栄養士	2名	1名以上

#### (5) 主な職種の基本的な勤務体制

職種	勤務体制	職務内容
施設長	8:30~17:30	施設の業務を統轄します。
医師	火曜日:9:30~17:30 月曜日または水曜日(午後) 木曜日(午前)	入居者の診療を致します。
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出:7:00~16:00 10名 日勤:8:30~17:30 5名 遅出:10:00~19:00 10名 夜勤:16:30~9:30 6名	入居者の日常生活の介助、援助を行います。
看護職員	早出:7:00~16:00 1名 日勤:8:30~17:30 3名 遅出:10:00~19:00 1名	診療の補助、入居者の健康管理を行います。
生活相談員	8:30~17:30	入居者の生活相談、提供サービスの調整、入退居に関わる調整を行います。
介護支援専門員	8:30~17:30	施設サービス計画を作成します。
機能訓練指導員	8:30~17:30	機能の改善、減退防止の指導訓練を行います。
管理栄養士	8:30~17:30	食事業務全般とご入居者の栄養指導を行います

### 3 施設サービスの概要と利用料

#### (1) 当施設が提供する基準介護サービス

①利用料金が介護保険から給付される場合

②利用料金の全額を契約者にご負担いただく場合

## 1. 介護保険給付によるサービス（居住費・食費を除く）

### ① 施設サービス計画（ケアプラン）の作成

個別に支援計画書を作成し、同意を得てサービスを開始します。また、介護老人福祉施設サービスに関する諸記録については、適正に取り扱います。また、諸記録の保管については、終了後3年間とします。

### ② 入浴・清拭

入浴又は清拭を原則週2回以上、希望・体調を勘案して行います。

入浴時間 9時～16時（入浴対象者の状況で多少の前後が発生します）

寝たきりの方は特殊浴槽をご利用して頂き入浴することができます。

### ③ 排泄

適時のトイレ誘導・介助、おむつ交換を中心に、排泄の自立を促すため、入居者の能力・状況に合わせて行います。

### ④ 離床・着替え

自立支援・寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。また、生活のリズムを整えるため、毎日朝・夕の着替えのお手伝いをします。

### ⑤ 整容

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容などの身の回りのお手伝いをします。理髪・美容はご希望があれば、訪問理美容をご利用できます。（実費）

### ⑥ シーツ交換

シーツ交換は週1回及び必要に応じて随時行います。

### ⑦ 洗濯

衣類や肌着は、事業所で洗濯致します。洗濯を希望しない衣類は事前にお申し出下さい。原則として、洗濯が難しい衣類は、ご家族での対応をお願いしております。また、お持物すべてに名前の記入をお願いしております。

### ⑧ 機能訓練

機能訓練指導員による機能訓練を、入居者の状況に合わせて、日常生活を送るために必要な機能の維持・又はその減退を防止するために行います。

### ⑨ 口腔衛生管理

入居者ごとに計画書を作成し協力歯科医師又は医師の指示を受けた歯科衛生士のもと口腔衛生管理を行います。

### ⑩ 栄養管理

入居者ごとに栄養ケア計画を作成し、栄養管理を行います。

### ⑪ 健康管理

週1回の嘱託医による診察日を設けて、健康管理に努めます。診察日以外でも、嘱託医や看護職員が診察や相談に応じます。ただし、夜間など看護職員不在の際の救急対応につきましては、看護職員と連絡体制を確保しながら、介護職員がサービスを提供いたします。

⑫ 特定の医療行為

たんの吸引、胃ろうによる経管栄養について、登録特定行為事業者として登録を行い、定められた講義・演習を修了した介護職員が、医師、看護職員の指示・指導と連携のもと実施いたします。

⑬ 娯楽・外出等

施設では、趣味活動や一年を通じた様々な行事や外出等を企画します。他に各ユニットやフロアで計画実施する場合があります。計画によっては、利用料金・材料費等の実費をいただくことがあります。

⑭ 生活相談

入居者とその契約者からのご相談に応じます。

⑮ 介護保険代行申請

介護保険申請の手続きについて、入居者または契約者の同意を得て代行致します。

⑯ 日用品の管理

歯ブラシ・歯磨き粉・入れ歯洗浄剤・ボックスティッシュ等の日常生活に必要な物品等の提供に係る諸費用に関する受入・管理保管及び支払代行を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途「その他費用の内訳について」依頼の締結が必要となります。

2. 介護保険給付外サービス

① 食事の提供

食費（1日当たり）	2、400円
-----------	--------

管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、当施設では入居者の皆様に安全に美味しい食事の提供ができるようにニュークックチルシステムを採用しています。

（食事時間）

朝食：8:00～10:00 昼食：12:00～14:00 夕食：18:00～20:00

※食事時間は、個人の生活に合わせて好きな時間にとって頂きますが、衛生管理上、調理から2時間以内とさせていただきます

② 居室の提供

居住費（光熱費込み）	ユニット型個室 2、400円
------------	----------------

※外泊や入院の際は月に6日間を限度に外泊時費用が適用されます。7日目以降は自己負担となります。（別紙参照）

以下については、施設から一律に提供するものではなく、ご希望のものに限りお支払いいただきます。

③ 特別なお食事

入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供する際には、要した費用をご負担頂きます。

④ 緊急搬送時の添乗料

緊急搬送時に職員が搬送先の病院まで添乗した際は、帰所時の交通費を実費徴収させていただきます。場合により、上記に追加で 1,000 円/時間 (最初の TEL 時より対応終了時まで)

⑤ 各種予防接種

⑥ 病院受診及び処方薬

⑦ 訪問理美容 (外部業者委託)

⑧ 娯楽費

※費用が発生するレクリエーション活動や物品購入がある場合は、事前にご確認させていただきます。

⑨ その他、日常生活に必要な物品 (おむつを除く) につきましては、入居者の全額負担となっておりますのでご了承ください。

(2) 利用料等

1. サービス利用料金 (契約書第 7 条参照)

別紙の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給費額を除いた金額 (自己負担額) と食事に係る標準自己負担額の合計金額が請求されます。(サービスの利用料金は、入居者の要介護度に応じて異なります)

2. 利用料金のお支払い方法

前記、1.2 の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、当月末締め翌月 15 日頃を目安に請求書を郵送いたしますので、請求書が届いた月の 26 日 (銀行休業日は翌営業日) までに原則口座振替でのお支払いとなります。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて日割り計算した金額とします)

〔口座からの自動振替〕 (手数料は法人負担となります)

利用できる金融機関：全国ほとんどの金融機関

(都市銀行、地方銀行、第二地銀、ゆうちょ銀行、ネット銀行、信用金庫、信用組合、農協等) の入居者個人名義口座 (入居時預り口座)

振込指定口座：千葉興業銀行 (0135) 市川支店 (310) 普通 1142022

振込先人名：社会福祉法人自靖会特別養護老人ホームいずみ理事長井口愛

※万一引き落としができなかった場合、至急下記口座へお振込み下さい。

※振込手数料は入居者及び契約者負担となります。

#### 4 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療、入院治療を義務付けるものでもありません。）

##### ①協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科目
井口腎泌尿器科・内科 親水	東京都江戸川区東小松川 2-7-1 03-5661-3872	腎泌尿器科 内科・生活習慣病 整形外科
タムス瑞江病院	東京都江戸川区南篠崎町 3-25-13 03-5879-7821	整形外科 内科 リハビリテーション科
イムス東京葛飾総合 病院	東京都葛飾区西新小岩 4-18-1 03-5670-9901	内科 循環器内科 消化器科 整形外科 脳神経外科ほか
平成立石病院  平成立石ペンギンク リニック	東京都葛飾区立石 5-1-4 03-3692-2121  東京都葛飾区立石 5-7-3 03-3693-3131	内科 呼吸器科 消化器科 循環器内科 外科 整形外科 脳神経内科 脳神経外科ほか

##### ②嘱託医

医療機関の名称	特別養護老人ホームいずみ内診療所
医師名	北村唯一、井口靖浩
所在地	東京都江戸川区鹿骨 4-3-13
電話番号	03-6638-9866
診療科目	腎・泌尿器科

##### ③訪問診療

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師名
岡部歯科	江戸川区東小岩 4-9-3 03-3659-9729	歯科	清水 識夫
すぎもと歯科	江戸川区篠崎町 7-29-2 プラチナ KODA ヒルズ 1階 03-5243-4180	歯科	杉本 清和

#### 5 契約の終了について

(1) 施設を退居して頂く場合（契約書第16条参照）

当施設との契約では契約が終了する期間は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、退居していただくこととなります。

- ① 入居者が死亡した場合
- ② 要介護認定により、入居者に心身の状況が自立（非該当）、要支援又は要介護 1・2 と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ 契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑦ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）

(2) 入居者及び契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 17 条、18 条参照）

契約の有効期間であっても、入居者及び契約者から当施設への退居を申し出ることができません。その場合、退居を希望する日の 10 日前までに退居届をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入居者が入院され、長期に渡り施設に戻れないと契約者等が判断した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの申し出により退居して頂く場合（契約解除）（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① 入居者及び契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入居者及び契約者によるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入居者及び契約者等が故意または重大な過失により、事業者またはサービス従事者もしくは他の入居者などの生命・身体・財物等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ④ 入居者及び契約者による事業者またはサービス従業者に対する身体的暴力（職員が回避して危害を免れた場合を含む）、精神的暴力（言葉や態度で尊厳や人格を傷つける行為）、セクシュアルハラスメント（意に反する性的誘いかけや態度の要求等）が認められ、改善がみられない場合
- ⑤ 入居者が、連続して3ヵ月を超えて入院することが見込まれる場合（3ヶ月以内の見込みの入院の場合は引き続き同居室をご利用いただくよう努めますが、入院期間中も居住費が発生いたします。）
- ⑥ 入居者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

#### （4）円滑な退居の為の援助

入居者が退居するにあたり、入居者及び契約者の希望により事業者は、入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な次の援助を行います。

- ① 適切な医療機関または介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービスまたは福祉サービス提供者の紹介

## 6 身元引受人に関する事項

（1）施設入居契約締結に当たっては、身元引受人を立てて頂きますが、身元引受人の方には、本契約に基づく入居者の事業者に対する利用料などの経済的な債務につき、入居者又は契約者と連帯してその履行の責に任じて頂くほか、次の各項の責任を負っていただくこととなります。

- ① 入居者が疾病等により医療機関等に入院する場合に、入院申込み、費用負担など其の手続きを円滑に遂行すること。
- ② 本契約が終了した場合は、事業者と協力して入居者の状態に応じた受け入れ先を確保すること。
- ③ 入居者が死亡した場合のその他契約が終了した場合には、連絡を受けた後速やかにご遺体及び残置物(居室内に残置する日用品や身の回り品等で、高価品は除く)の引取等、必要な処理を行うこと。

（2）事業者は、身元引受人に関し次の各号に対処します。

- ① 身元引受人等が、契約者の残置物引取に必要な相当期間(概ね2週間)が過ぎても残置物引取義務を果たさない場合、身元引受人等の費用負担で当該残置物の引き渡し手続きをとらせて頂きます。
- ② 入居者が入院を必要とする場合、並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡します。
- ③ 利用料金の変更、施設サービス計画変更等については、身元引受人に通知します。

### (3) 残置物引取人

入居契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品(残置物)を入居者自身又は契約者が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。引渡しにかかる費用については、入居者又は契約者にご負担いただきます。

## 7 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情相談は、次の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口

<受付時間> 平日 9:00~17:00

<苦情受付窓口：担当者> 介護支援専門員・生活相談員 齋藤 恵輝

<第三者委員> 田口 和江

<苦情解決責任者> 施設長 浅野 泰彦

尚、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。第三者委員は、苦情解決を円滑に図る為双方の助言や話し合いへの立会いなどを致します。苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

### (2) 行政機関等苦情受付機関

運営適正化委員会(東京都社会福祉協議会)	03-5283-7020(専用電話)受付時間 月~金曜日(土日祝除く) 9時~17時まで
江戸川区役所福祉部介護保険事業者支援係	03-5662-0061 受付時間 月~金曜日(土日祝除く) 9時~17時15分まで
東京都国民健康保険団体連合会苦情窓口	03-6238-0177(専用電話)受付時間 月~金曜日(土日祝除く) 9時~17時まで
江戸川区社会福祉協議会 苦情解決委員会事務局	03-3653-6275(専用電話)受付時間月~金曜日(土日祝除く) 8時30分~17時まで

## 8 事故発生時の対応

### (1) 事故の分類

事故の分類は次の通りとします。これらは別途定める「各種マニュアル」に基づき対応します。

- ①外傷 ②骨折 ③誤嚥 ④誤薬 ⑤転倒・転落 ⑥離設行為 ⑦異食行為 ⑧呼吸停止
- ⑨感染症の複数発症(インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス・食中毒、疥癬等)

⑩その他

(2) 事故発生時の対応

- ① 万一、事故が発生した場合は、速やかに管理者(施設長)に連絡すると共に、応急措置を行います。
  - ② 連絡を受けた管理者は事故の状況及び症状に応じ、嘱託医へ連絡して指示を仰ぎます。
  - ③ 管理者は、嘱託医の指示により、必要に応じて救急車の出動要請、病院への搬送などの措置を講じるとともに、契約者又は身元引受人へ連絡します。
- ※夜間時においては、看護職員オンコール当番者への連絡体制を活用するほか上記に準じて対策します。

(3) 報告及び記録

- ① 職員には、事故に対する応急措置の結果を管理者に速やかに連絡させます。
- ② 管理者は、事故内容が大規模に亘る場合、関係職員に連絡(夜間時は「非常時連絡網」を活用)し、対策を講じます。
- ③ 事故発生の状況及び経過については、職員に必ず記録させます。
- ④ 管理者は、事故の内容及び経過を契約者及び身元引受人に報告し、事故に関する説明を行うほか、事故の記録等の書類を閲覧に供するようにします。

(4) 再発防止への取組み

管理者は、事故処理の後、速やかに事故の発生原因の究明と再発防止のための対策に取組み、その徹底を図ります。

(5) 関係機関等への報告

管理者は、状況に応じ事故の内容等について関係機関に報告します。なお、報道機関への対応は管理者の指示のもとに対処するものとし、施設入居者の不安を助長することやプライバシー侵害の恐れがある施設内の撮影を行わないよう報道機関に協力要請し、対処します。

(6) その他

<非常災害対策>

① 防災時の対応	避難誘導担当をおき、避難誘導、報告をします。
② 防災設備	防火戸、防火シャッター、消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、放送設備、非難器具、誘導等、非常灯
③ 防災訓練	防災教育の徹底のため消火訓練、通報訓練、避難訓練、安全防護及び応急救護訓練を実施します。
④ 防火責任者	館内に掲示します。

※災害事故については、別途定める「BCP 災害時緊急対応マニュアル」により対応します。

<重要事項説明書付属文書>

**1 契約締結からサービス提供までの流れ**

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。（契約書第3条参照）

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次のとおり行います。

- ① 当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）が施設サービス計画の原案作成や、その為に必要な調査等の業務を担当します。



- ② 介護支援専門員（ケアマネージャー）は施設サービス計画の原案について、入居者及び契約者等に対し、同意を得たうえで決定します。



- ③ 施設サービス計画は、おおむね6ヶ月毎もしくは心身の変化があった場合、あるいは入居者及び契約者等の要請に応じ、変更の必要がある場合には、入居者及び契約者等と協議し同意を得た上で施設サービス計画を変更します。



- ④ 施設サービス計画が変更された場合には、入居者及び契約者等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



**2 サービス提供における事業者の義務（契約書第9・10条参照）**

当施設は、入居者に対してサービスを提供するに当たり、次の事項を守ります。

- ① 入居者の生命、身体、財産の安全、確保に配慮いたします。
- ② 入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し入居者から聴取、確認致します。
- ③ 入居者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ④ 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、サービス終了後3年間保管すると共

に、入居者及び契約者の請求に応じ閲覧させ、複写物を交付いたします。

- ⑤ 入居者の心身の状況等を適宜、入居者及び契約者に報告するとともに、要介護認定の更新等により、入居者の要介護度に変更された場合には、速やかに入居者及び契約者に通知することとします。

### 3 身体的拘束等の適正化の取組み

当施設では、別途定める「身体拘束の適正化のための指針」に基づき、原則として身体拘束は行いません。但し、生命・身体の保護の目的で、緊急やむを得ない場合は指針に沿った手順で行います。

- ① 虐待拘束廃止委員会による検討
- ② 入居者及び契約者等への説明・同意
- ③ 拘束の有効性の再検討
- ④ 経過記録の保管

### 4 高齢者虐待防止について

当施設では、別途定める「高齢者虐待防止に関する指針」に基づき、全職員を挙げて虐待の防止に取り組みます。

### 5 緊急時の対応方法について

入居者の健康状態が急変した場合は、別紙の緊急連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等、必要な処置を行います。

### 6 当施設における看取りに関する考え方

看取り介護は、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入居者において、最期を過ごす場所及び治療等についての入居者及び契約者の意向を最大限に尊重して行います。入居者及び契約者が「特別養護老人ホームいずみ」での看取り介護を希望される場合には、別途定める「特別養護老人ホームいずみ看取り指針」に基づき、最期までよりよい支援を継続することを基本とします。

また、病院等に搬送することになった入居者においても、搬送先の病院等への引き継ぎ、継続的な入居者及び契約者への支援を行います。

### 7 施設利用の留意事項

当施設の入居に当たり、施設に入居されている入居者との共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記事項をお守り下さい。

#### (1) 持ち込みの制限

入居にあたり、身の回り品以外の現金を含む貴重品につきましては、紛失をしても施設

側は責任を負いかねますので、お持ち込みは極力お控えください。

## (2) 面 会

面会時間	9：00～17：00
------	------------

- \* 面会時間に関しては、感染予防対策等により変更することがあります。
- \* 面会者は、面会簿に記入してください。
- \* 飲食物の持ち込みをされる場合、必ず職員に連絡をして下さい。
- \* その他、面会時のルールに従ってください。

## (3) 一時外泊（契約書第 2 4 条参照）

外泊される場合は、下記理由により原則 3 日前の 15:00 迄に事前にお申し出下さい。

## (4) 食 事

当施設のお食事はニュークックチルシステムを採用し提供しております。

食事が不要な場合、3 日前 15：00 までにお申し出ください。緊急な場合を除き、ご連絡がない場合は、食事の提供がなくても食事代はご請求させていただくこととなりますのでご注意ください。

## (5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 11 条、第 12 条参照）

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合、契約者の自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 入居者に対するサービスの実施および安全衛生等の管理上、必要に応じ入居者の居室に立ち入り、必要な措置を講ずることができるものとします。但し、その場合、入居者のプライバシー等の保護について、十分配慮を行います。
- ④ 当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

## (6) 喫 煙

「健康増進法」「東京都受動喫煙防止条例」に則って、敷地内及び施設内での喫煙は禁止させていただきます。

## 8 損害賠償について（契約書第 13 条参照）

当施設において、事業者の責任により入居者及び契約者に生じた損害については、事業者は所定の手続きを経て、その損害を賠償いたします。守秘義務に反した場合も同様といたします。但し、その損害の発生について、入居者及び契約者に故意または過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

本書の改定は令和7年9月1日から適用する。  
本書の改定は令和7年10月1日から適用する。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項および重要事項説明書付属文書の説明を行いました。

事業者名 社会福祉法人自靖会 特別養護老人ホームいずみ  
理事長 井口 愛 ⑩

説明者 氏 名 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び重要事項説明書付属文書の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

入居者  
氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

住 所 \_\_\_\_\_

契 約 者  
氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩  
入居者との続柄 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

身元引受人  
(連帯保証人)  
氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩  
入居者との続柄 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

\*この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規程に基づき、入居者及びその契約者等への重要事項説明のために作成したものです。

## 介護報酬改定に伴う利用料金及び加算算定に係る同意書

介護報酬改定に伴う、介護老人福祉施設サービス費及び加算算定料金の変更について、内容（別紙1 利用料金の説明）を理解し、同意いたします。

令和      年      月      日

入居者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

契約者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

入居者との続柄 \_\_\_\_\_